

令和5年雲南市議会3月定例会 議案概要及び説明者

資料 No.3

R5.2.28 提出分

区 分	議案No.	議 案 名	説明者	担当課	
議案	承認	1 令和4年度雲南市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて ・地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。 ・補正額 34,540千円 補正後の額 32,885,020千円	歳入は総務部長 歳出は各部長	財政課	
	条例	1	雲南市総合計画策定委員会条例の制定について ・第2次雲南市総合計画が令和6年度末をもって、計画期間が満了することから、新たな雲南市総合計画の策定に向けて、雲南市総合計画策定委員会を設置する条例を制定するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	政策推進課
		2	雲南市コウノトリの保護及び共生に関する条例の制定について ・コウノトリを保護しながら、豊かな自然環境の保全・再生に取り組み、コウノトリとの共生をめざすため新たに条例を制定するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	地域振興課
		3	雲南市行政組織条例の一部を改正する条例について ・令和5年4月1日から、雲南市行政組織を変更するため、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	行財政改革推進室
		4	雲南市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について ・地方公務員法第26条の3に規定する高年齢職員の部分休業制度を導入するため、条例を制定するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	人事課
		5	雲南市木次健康温泉センター管理運営基金条例を廃止する条例について ・旧木次町から引き継いだ基金の残高が無くなる見込みのため、条例を廃止するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	財政課
		6	雲南市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例について ・雲南市消防団員の処遇改善を図るため、団員報酬額を改定することに伴い条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	くらし安全室
		7	雲南市営墓地条例の一部を改正する条例について ・使用料の還付に関し、その条項の全部を改めるため条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	環境政策課
		8	雲南市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について ・子ども・子育て支援法の改正に伴い、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	子ども政策課
		9	雲南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について ・子ども・子育て支援法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、学校教育法の改正に伴い、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	子ども政策課
		10	雲南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	子ども政策課
11	雲南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	子ども政策課		

区 分	議案No.	議 案 名	説明者	担当課
	12	雲南市空き家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例について ・民法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されることに伴い相続放棄者に対する定義を改定するため、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	都市計画課 空き家対策室
	13	雲南市手数料徴収条例の一部を改正する条例について ・建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い手数料を改正するため、条例の改正が必要となることから、議会の議決を求めるものです。	副市長	建築住宅課
	14	雲南市営住宅条例の一部を改正する条例について ・市営住宅基町団地を用途廃止するため、条例の改正が必要となることから、議会の議決を求めるものです。	副市長	建築住宅課
	15	雲南市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について ・子ども・子育て支援法の改正に伴い、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	子ども政策課
	16	雲南市旧学校等施設条例の一部を改正する条例について ・用途廃止に伴い、旧鍋山幼稚園を削除するため条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	教育総務課
	17	雲南市漆仁の里交流館条例を廃止する条例について ・雲南市漆仁の里交流館の用途を廃止し、雲南市公共施設等総合管理計画に基づく譲渡に向け、条例を廃止するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	木次総合センター 自治振興課
	18	雲南市木次町在宅生活復帰準備施設条例を廃止する条例について ・雲南市木次町在宅生活復帰準備施設の用途廃止を行うため、条例を廃止するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	木次総合センター 市民福祉課
	19	雲南市掛合ふるさと活性化センター条例を廃止する条例について ・雲南市掛合ふるさと活性化センター（旧掛合小学校）を用途廃止するため、条例を廃止するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	掛合総合センター 自治振興課
一般 事件	20 ～ 58	公の施設の指定管理者の指定について（別紙参照：39件） ・公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長	行財政改革推進室
	59	財産の無償譲渡及び無償貸付の変更について ・現在無償貸付している元吉田小・中学校寄宿舎「柝の実寮」の建物・土地の一部を無償譲渡することについて、合意が得られ無償譲渡及び無償貸付契約の変更を行うため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長	長寿障がい福祉課
	60	財産の無償貸付について ・鍋山地区の農業の維持・強化を図るため、旧鍋山幼稚園跡地を活用し、地域内の農用地管理、地域資源活用、生活支援にかかる実証を行うことから、旧鍋山幼稚園を無償貸付するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長	農政課
	61	財産の無償貸付及び減額貸付について ・中心市街地活性化事業にかかるホテル建設の決定に伴い、市有地を建設地として建設工事の期間中について無償及び減額して貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長	商工振興課
定款	62	雲南市土地開発公社定款の変更について ・雲南市土地開発公社定款を変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長	政策推進課

区 分	議案No.	議 案 名	説明者	担当課
予算	63	令和4年度雲南市一般会計補正予算（第9号） ・補正額 ▲46,400千円 補正後の額 32,838,620千円	歳入は総務部長 歳出は各部長	財政課
	64	令和4年度雲南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号） ・補正額 ▲338,079千円 補正後の額 4,327,987千円	市民環境部長	財政課
	65	令和4年度雲南市生活排水処理事業特別会計補正予算（第4号） ・補正額 ▲14,952千円 補正後の額 1,235,018千円	上下水道部長	財政課
	66	令和4年度雲南市水道事業会計補正予算（第4号） 【収益的収支】 ・収益的支出 補正額 500千円 補正後の額 1,326,615千円 【資本的収支】 ・資本的収入 補正額 ▲5,500千円 補正後の額 275,763千円 ・資本的支出 補正額 ▲5,500千円 補正後の額 798,264千円	水道局長	水道局 総務課
	67	令和4年度雲南市下水道事業会計補正予算（第4号） 【収益的収支】 ・水道事業費用 補正額 ▲1,603千円 補正後の額 973,441千円 【資本的収支】 ・資本的収入 補正額 2,938千円 補正後の額 432,631千円	水道局長	水道局 総務課
	68	令和4年度雲南市病院事業会計補正予算（第4号） 【収益的収支】 ・病院事業収益 補正額 130,610千円 補正後の額 5,184,216千円 ・病院事業費用 補正額 12,566千円 補正後の額 5,686,690千円 【資本的収支】 ・資本的収入 補正額 ▲3,321千円 補正後の額 328,750千円 ・資本的支出 補正額 ▲12,700千円 補正後の額 490,953千円	市立病院 事務部長	市立病院 経営課
	69	令和5年度雲南市一般会計予算 ・予算額 31,570,000千円	総務部長	財政課
	70	令和5年度雲南市国民健康保険事業特別会計予算 ・予算額 4,170,000千円	市民環境部長	財政課
	71	令和5年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計予算 ・予算額 1,230,000千円	市民環境部長	財政課
	72	令和5年度雲南市農業労働災害共済事業特別会計予算 ・予算額 5,700千円	農林振興部長	財政課
	73	令和5年度雲南市生活排水処理事業特別会計予算 ・予算額 1,268,000千円	上下水道部長	財政課
	74	令和5年度雲南市財産区特別会計予算 ・予算額 588千円	大東総合 センター所長	財政課

区	分	議案No.	議 案 名	説明者	担当課
		75	令和5年度雲南市水道事業会計予算 【収益的収支】 ・水道事業収益 1,370,602千円 ・水道事業費用 1,295,046千円 純利益 66,500千円 【資本的収支】 ・資本的収入 262,183千円 ・資本的支出 782,461千円 補填財源 520,278千円	水道局長	水道局 総務課
		76	令和5年度雲南市工業用水道事業会計予算 【収益的収支】 ・水道事業収益 2,146千円 ・水道事業費用 31,705千円 純利益 ▲29,559千円 【資本的収支】 ・資本的支出 34,147千円 補填財源 34,147千円	水道局長	水道局 総務課
		77	令和5年度雲南市下水道事業会計予算 【収益的収支】 ・下水道事業収益 1,059,126千円 ・下水道事業費用 943,922千円 純利益 119,680千円 【資本的収支】 ・資本的収入 499,617千円 ・資本的支出 918,028千円 補填財源 418,411千円	水道局長	水道局 総務課
		78	令和5年度雲南市病院事業会計予算 【収益的収支】 ・病院事業収益 4,830,820千円 ・病院事業費用 5,580,164千円 純損失 749,344千円 【資本的収支】 ・資本的収入 482,161千円 ・資本的支出 729,841千円 補填財源 247,680千円	市立病院 事務部長	市立病院 経営課
	同意	1	雲南市幡屋財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて ・任期満了に伴う雲南市幡屋財産区管理委員の選任について、雲南市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意が必要であることから、議会の同意を求めるものです。	大東総合 センター所長	大東総合センター 自治振興課
		2	雲南市幡屋財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて ・任期満了に伴う雲南市幡屋財産区管理委員の選任について、雲南市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意が必要であることから、議会の同意を求めるものです。	大東総合 センター所長	大東総合センター 自治振興課
		3	雲南市幡屋財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて ・任期満了に伴う雲南市幡屋財産区管理委員の選任について、雲南市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意が必要であることから、議会の同意を求めるものです。	大東総合 センター所長	大東総合センター 自治振興課
		4	雲南市幡屋財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて ・任期満了に伴う雲南市幡屋財産区管理委員の選任について、雲南市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意が必要であることから、議会の同意を求めるものです。	大東総合 センター所長	大東総合センター 自治振興課
		5	雲南市幡屋財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて ・任期満了に伴う雲南市幡屋財産区管理委員の選任について、雲南市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意が必要であることから、議会の同意を求めるものです。	大東総合 センター所長	大東総合センター 自治振興課
		6	雲南市幡屋財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて ・任期満了に伴う雲南市幡屋財産区管理委員の選任について、雲南市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意が必要であることから、議会の同意を求めるものです。	大東総合 センター所長	大東総合センター 自治振興課
		7	雲南市幡屋財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて ・任期満了に伴う雲南市幡屋財産区管理委員の選任について、雲南市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意が必要であることから、議会の同意を求めるものです。	大東総合 センター所長	大東総合センター 自治振興課

区 分	議案No.	議 案 名	説明者	担当課
諮問	1	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。	総務部長	人権推進室
	2	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。	総務部長	人権推進室
報告	1	議会の委任による専決処分の報告について ・法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること及びその和解に関して、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により委任された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。	政策企画部長	うんなん暮らし推進課
	2	議会の委任による専決処分の報告について ・法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること及びその和解に関して、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により委任された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。	建設部長	建設総務課
	3	議会の委任による専決処分の報告について ・市が原告として提起する和解及び調停に関して、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により委任された事項について専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。	建設部長	建設総務課